

高層建築物等工事計画届

令和 年 月 日

総務大臣 殿

建築主住所（注 1）

建築主氏名（注 2）

施工中の高層建築物等の工事計画は次のとおりであるので、電波法第百二条の三第五項の規定により、別紙の図面及び施工中であることを証する書面（注 6）を添えて届けます。

1 建築主住所氏名（注 1、注 2）		電話	番
2 工事請負人住所氏名（注 1、注 2）		電話	番
3 工事下請負人住所氏名（注 1、注 2）		電話	番
4 工事の種別			
5 設置場所の位置（地名・地番または緯経度）（注 3）			
6 高層建築物等の最高部の高さ（注 4）		地表高：	m（G L）
		海拔高：	m（S L）
		水面からの高さ	m（水上の場合）
7 高層部分の構造及び主要材料		構造：	
		材料：	
8 電波法による伝搬障害の防止に関する規則第六条各号のいずれかに規定する処分を受けた年月日（注 5）			
9 工事着手予定年月日		令和	年 月 日
10 工事完了予定年月日		令和	年 月 日
11 その他参考となる事項（注 6）			

注 1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- 2 法人又は団体の場合は、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の法律の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 3 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地名及び地番を記載し、水上に設置されるものにあつては複数の地点を結んだ線により囲まれる区域を経緯度（世界測地系（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第三項に規定する世界測地系をいう。）に従つて測定された経緯度をいう。）を用いて記載すること。
- 4 高層建築物等のうち地上に設置されるものにあつては地表からの高さ及び海拔高、水上に設置されるものにあつては水面からの高さを記載すること。
- 5 次の各号のいずれかに掲げる処分内容及び当該処分を受けた年月日を記載
 - （1）建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認（同法第十八条第三項の規定による適合の通知を含む。）
 - （2）建築基準法第五十五条第三項第一号若しくは第二号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項又は第五十九条の二第一項の規定による特定行政庁の許可
 - （3）電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条第一項若しくは第八条第一項又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条若しくは第八条第一項の規定による経済産業大臣の許可
- 6 当該高層建築物等の用途及び将来における増築等の計画を含めて記載すること。

※ その他記載要領及び添付書類等については、高層建築物予定工事届をご参照ください。